

## 富岡町議会全員協議会日程

日 時：平成28年1月27日

時 間：午 後 1 時 0 0 分

富岡町郡山事務所 桑野分室

開 議 午後1時00分

### 出席議員（11名）

議長	塚野芳美君	1番	山本育男君
2番	堀本典明君	3番	早川恒久君
4番	遠藤一善君	6番	宇佐神幸一君
7番	渡辺光夫君	8番	渡辺英博君
9番	高野泰君	11番	高橋実君
12番	渡辺三男君		

### 欠席議員（3名）

5番	安藤正純君	10番	黒沢英男君
13番	三瓶一郎君		

### 説明のための出席者

町長	宮本皓一君
副町長	齊藤紀明君
教育長	石井賢一君
参事官兼者	斎藤真一君
総務課長	伏見克彦君
人事課長	滝沢一美君
企画課長	林紀夫君
税務課長	三瓶雅弘君
参事官兼者 健康福祉課長	猪狩隆君
住民課長	植杉昭弘君
参事官兼者 安全対策課長	横須賀幸一君

産業振興課長	菅	野	利	行	君
復興推進課長	深	谷	高	俊	君
復旧課長	三	瓶	清	一	君
参考事務官	郡	山	泰	明	君
教育総務課長	石	井	和	弘	君
いわき支所長	渡	辺	弘	道	君
参考事務官兼大玉出張所長	三	瓶	保	重	君
参考事務官兼生活支援課長	林		志	信	君
拠点整備課長	竹	原	信	也	君

#### 職務のための出席者

参考事務官兼議会事務局事務長	佐	藤	臣	克
議会事務局庶務係長	大	和	田	豊

#### 説明のため出席した者

原子力災害対策本部長	後	藤		収	君
内閣府原子力被災者支援チーフ調整官	松	井	拓	郎	君
復興庁統括官付参考事務官	原		典	久	君
環境省福島環境再生事務所県中・県南支所長	瀬	田	文	治	君
環境省福島環境再生事務所建物解体廃棄物処理推進室長	中	川	正	則	君
福島県避難地域復興局避難地域復興課長	守	岡	文	浩	君
原子力災害対策本部長	紺	野	貴	史	君

原子力災害現地対策本部住民支援班長	小 西 良太郎 君
内閣府原子力被災者生活支援事務官補佐	阪 本 裕 子 君
復興庁統括官付参考事官付佐	木 村 壮 君
復興庁統括官付参考事官付主査	山 田 剛 君
環境省福島環境再生事務所除染対策第一課事業管理専門官	若 松 佳 紀 君
環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課廃棄物対策官	太 田 黙 君
福島県避難地域復興局避難地域復興課主査	比 佐 野 孝 君
資源エネルギー庁原子力損害対応室企画官	瀧 川 利 美 君
資源エネルギー庁廃炉・汚染水対策担当室現地事務所参考事官	木 野 正 登 君

#### 付議事件

1. 避難指示解除準備区域等における特例宿泊について
2. その他

開 会 (午後 1時00分)

○議長（塚野芳美君） それでは、お疲れさまです。富岡町議会全員協議会を開催いたしますが、開会に先立ちまして、三瓶一郎議員、安藤正純議員、黒沢英男議員から欠席届が出ており、あわせて渡辺光夫議員から遅参届が出ております。

ただいまの出席議員は10名であります。説明のための出席者は、町長以下町関係者、ごらんの方々とそれからお手元に配付いたしました原子力災害現地対策副本部長、後藤さん以下記載のとおりであります。

付議事件に入る前に、町長より全員協議会招集の理由とご挨拶をいただきたいと思います。

町長。

○町長（宮本皓一君） 皆さんこんにちは。全員協議会の開催に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、大変お忙しい中ご参考を賜りまして、まことにありがとうございます。本日の全員協議会の案件は、避難指示解除準備区域等における特例宿泊についてであり、内閣府より説明を受けるものであります。町の復興推進に関して非常に重要な案件でありますので、議員各位と情報の共有を図ってまいりたいと考えております。議員の皆様の貴重なご意見をお願い申し上げまして挨拶といたします。

よろしくお願ひします。

○議長（塚野芳美君） ありがとうございました。

引き続きまして、副本部長の後藤さんからご挨拶をいただき、その後国関係者及び県関係の方の自己紹介をお願いしたいと思います。

後藤さん。

○原子力災害現地対策本部副本部長（後藤 収君） 皆さん、こんにちは。今ご紹介いただきました原子力災害現地対策本部で副本部長をしております後藤でございます。きょうはよろしくお願ひいたします。

まず、このような時間をいただいたことにまず感謝を申し上げますとともに、富岡町としましては全町避難が5年になるということ、丸5年になるということで大変皆様方には避難生活ということでご心労、ご苦労をおかけしているとともに、国の原子力政策の果てとしての福島原子力発電所の事故について、まずもっておわびを申し上げたいというふうに思います。

本日は、このような機会を頂戴したわけでありますけれども、富岡町におきましては役場機能の移転、それから警察署、それから先般はヨークベニマル等の開設の動きということで復興の足取りが一歩一歩進んできているというふうに考えてございます。

私どもといたしましては、このような動きを捉えて帰還の環境整備を行うということで、まずは地元の墓参をしたいというような方々の思いも込めて特例宿泊を実施してはどうかということでご提案

をさせていただきたいというふうに思っている次第でございます。

本日の中身は、ここに左にあります松井等から内容を説明させていただきますが、ご審議のほうよろしくお願ひしたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

○議長（塚野芳美君） では、引き続きまして、松井さん以下関係者順に自己紹介をお願いいたします。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム支援調整官（松井拓郎君） 内閣府の支援調整官をしております松井と申します。きょうはよろしくお願ひいたします。

○復興庁統括官付参事官（原 典久君） 復興庁参事官の原です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○環境省福島環境再生事務所建物解体廃棄物処理推進室長（中川正則君） 環境省福島事務所の建物廃棄物対策課建物解体室の中川と申します。よろしくお願ひいたします。

○環境省福島環境再生事務所県中・県南支所長（瀬田文治君） 環境省福島環境再生事務所県中・県南支所の瀬田でございます。よろしくお願ひいたします。

○福島県避難地域復興局避難地域復興課長（守岡文浩君） 福島県避難地域復興課長の守岡と申します。よろしくお願ひします。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官補佐（阪本裕子君） 内閣府原子力被災者対策支援チーム、阪本と申します。

○原子力災害現地対策本部住民支援班長（紺野貴史君） 原子力災害現地対策本部住民支援班長の紺野と申します。どうぞよろしくお願ひします。

○復興庁統括官付参事官付参事官補佐（木村 壮君） 復興庁の木村と申します。よろしくお願ひいたします。

○資源エネルギー庁廃炉・汚染水対策担当室現地事務所参事官（木野正登君） 資源エネルギー庁廃炉・汚染水対策担当室の木野と申します。よろしくお願ひします。

○資源エネルギー庁原子力損害対応室企画官（瀧川利美君） 資源エネルギー庁原子力損害対応室の瀧川と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○環境省福島環境再生事務所放射能汚染廃棄物対策第一課廃棄物対策官（太田 勲君） 環境省福島環境再生事務所の廃棄物対策課、太田でございます。よろしくお願ひいたします。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課事業管理専門官（若松佳紀君） 同じく福島環境再生事務所で除染を担当しております若松と申します。よろしくお願ひいたします。

○復興庁統括官付参事官付主査（山田 剛君） 復興庁の山田と申します。よろしくお願ひいたします。

○原子力災害現地対策本部住民支援班員（小西良太郎君） 原子力災害現地対策本部の小西と申します。よろしくお願ひします。

○福島県避難地域復興局避難地域復興課主査（比佐野 孝君） 福島県避難地域復興課の比佐野と申します。よろしくお願いします。

○議長（塙野芳美君） 以上で漏れはございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塙野芳美君） ないようですので、それでは早速付議事件に入りたいと思います。

1、避難指示解除準備区域等における特例宿泊についての説明をお願いいたします。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム支援調整官（松井拓郎君） それでは、私のほうからご説明させていただきます。

お手元の富岡町における特例宿泊の実施についてという資料をごらんいただければと思います。まず、特例宿泊でございますが、こちら現在避難指示解除準備区域及び居住制限区域において今政府のほうで避難指示を出させていただいておりまして、夜間の住民の方の滞在というものは認められていないという現状がございます。

特例宿泊と申しますのは、避難指示解除準備区域、それから居住制限区域において認められていない住民の方の夜間の宿泊を年末年始あるいはお盆といった特定の時期に特例的に認める制度でございます。この制度の実施に際しましては、当然ながら住民の方が夜間泊まれるということでありますので、インフラ等の状況を踏まえる必要がもちろんありますが、富岡町におけるこれまでの復興の取り組み、これを鑑みますと最低限必要なインフラ、例えば上下水道あるいは防犯、防火等に最低限必要な体制が確保できているというふうに考えられまして、必要な措置を講じた上で短期間の宿泊は可能な状態にあるというふうに考えてございます。これまで私どものほうで複数の市町村でお彼岸でありますとかゴールデンウィークの時期に特例宿泊を実施させていただいておりますが、これは富岡町さんとの協議の結果も踏まえまして、住民が一時的に自宅等での宿泊を希望することが一定期間見込まれるこの以下の期間、それぞれの期間中に避難指示解除準備区域及び居住制限区域において特例宿泊の実施ができないかということで本日議会と協議をさせていただくものであります。

具体的な日程といたしましては、このオレンジの枠の中にございますとおり、住民の皆様が集まりやすい時期を勘案いたしましてそれぞれの時期に特例宿泊実施できればというふうに考えてございますので、ご審議のほどよろしくお願いしたいというふうに考えてございます。

なお、仮に3月からお彼岸から特例宿泊ということでございますと、実施までのスケジュールといたしましては、一番下にございますとおり、事前登録の期間に大体1ヶ月程度とさせていただいて、宿泊を希望される住民というものをこちらのほうでもしっかりと把握をさせていただくという期間を考えた上で実際には実施というふうに考えてございます。

なお、口頭で恐縮ですけれども、これと準備宿泊といったもの、これ今現在幾つかの例えば南相馬市、川俣町、葛尾村といったところで実施してございます。こちらとの特例宿泊の違いでございますけれども、準備宿泊と申しますものは避難指示が解除された後にすぐに帰って生活を住民の方が立ち

上げるということがなかなか難しいようなことが想定されますので、避難指示の解除に先立ちましていろんな家の片づけとかそういった作業ができるように、準備ができるように解除に先立って事前に夜間の宿泊を認めるという制度でございます。

これに対しまして、今回ご提案させていただきます特例宿泊、こちらはふるさとを大事にしたいという住民の方の思いをきちっと踏まえまして、年末年始でありますとかそういった特定の時期に特例的に住民の方の利便性を考慮しまして夜間の宿泊を可能とするという制度でございますので、準備宿泊とはちょっと性格が異なるということを申し添えさせていただきたいと思います。

ご参考までですが、1枚おめくりいただきまして、これまでの過去の実績、実施状況、それから実際の宿泊人数と記載させていただいている。詳細割愛させていただきますけれども、第1回は24年の年末年始から南相馬市、飯館村、川内村、田村市でそれぞれ開始してございます。回数がふえていくにつれて市町村の数減ってございますが、これは例えば去年の夏から9月以降は南相馬市、飯館村、葛尾村、川内村、川俣町で8月末まで特例宿泊やってございましたが、その後南相馬市、葛尾村、川俣町、それから11月に入ると川内村で準備宿泊に入ってございますので、例えば13回の年末年始には飯館村のみが特例宿泊を実施したということでございます。また、宿泊の登録者数それぞれ字細かくて恐縮ですけれども、下のほうに記載させていただいているので、説明の詳細は割愛させていただきたいと思います。

私からの説明は以上です。どうもありがとうございました。

○議長（塙野芳美君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） まず、2点ほど。この渡された資料から言うと、ことしの3月17日、早ければということなのですけれども、申し込みが2月下旬。今富岡町において準備区域、居住制限、その1、その2、その3ということで、JV編成の各請負業者が3月15を目標に除染やっていると思うのだけれども、この申し込みの2月下旬の時点で除染の完了とそれに伴う除染結果表がしっかり出て住民に書類上伝わるのかどうなのか。

それと、今現在のその1、その2、その3の工事全域の除染の進捗状況どういうふうになっているのか。それに伴って、ホットスポットの確認、除染どのようになっているのか。

それと、家屋内の線量確認。やってから申し込みの人は戻って住むことが可能なのか。外回りだけはあっても外と中が一致しませんので、現状は。その点どのように考えてこういうような会議を持ったのか教えてください。

○議長（塙野芳美君） 若松さん。

済みませんけれども、ちょっと全部の名前私覚えていませんので、手挙げるときに名前おっしゃつてください。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課事業管理専門官（若松佳紀君） 福島環境再生事務所の

若松です。

今ご質問いただきました町内の除染の件につきましてご説明いたします。まず、町内の環境省の進める本格除染につきましては、宅地の進捗ですが、昨年末までに完了ベースで大体7割を超えておりまして、現時点では作業ベースでは大体おおむね9割程度の進捗となってきております。

1点目のご質問で2月下旬ごろにそのころに除染結果報告書などが全てそろうのかということなのですけれども、現在実際の作業は2月下旬から3月上旬までには計画していた宅地除染というものは完了するように進めていますが、その後ちょっと除染前後の線量の結果をまとめた除染結果報告書を取りまとめるのには少々時間がかかりますので、この計画どおり宅地の除染が終わった後に各地権者の方に報告書が届くのには少しタイムラグ、1月とかもうちょっとぐらいかかるかって皆様のお手元に届くというふうに予定しております。

また、ホットスポットの確認につきましては、現在本格除染の中で可能な限り宅地内はもうつぶさに線量を確認しながらホットスポットの存在を確認しております、それは確認された場合にはもう本格除染の中でそこはさらに深く土壌を取るなどの対策をしているところであります、こちらも年度内の宅地除染に合わせて作業のほうは完了するというふうに考えております。

また、家屋内の線量の調査については、これは基本的には環境省の本格除染では屋内の線量測定メニューというものはないのですけれども、これは地権者の方のご要望に応じて測定をするというふうに対応させていただいているので、今後もこの特例宿泊に際して地権者の方からご要望がございましたら環境省のほうにご連絡させていただいて、その都度お宅のほうに測定に行きたいというふうに考えております。

○議長（塚野芳美君） 11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） 富岡町の除染工事と机上でかなりギャップが出ている。そこら辺をよく関係課のほうですりつけ合せをしないと今私が質問したような内容が露骨に出てくるわけ。自分のところだけのことを考えて自分のところだけの話をしていると今の質問が出てくるようになる。

ちなみに、若松さん、ホットスポットの高いところはと言うのだけれども、ホットスポットは幾ら以上を言うのか。

それと、家屋内の線量、要望があればと。周知徹底しているわけでもないのだから、せめて事前登録申し込みあったところは要望とみなして建物の中をはかってやってから判断してもらいたい。仮に中が高かったところ知らないで10日間も帰って何事あったときには誰が責任を負うのかと。そこら辺もあわせて町民のためによく現状がどうなっているのか把握してやってもらわないと。把握もしない状態で外が低いから中も低いでしょうぐらいで帰したわ、被曝したわでは。かなりありますから、外と中イコールしない現状が。ちなみに私の自宅もそうですから。今中みんなはっぱがしてリフォームかけているけれども、ないこと言っているわけではないのですから。現場に出ている人は大体わかっていると思うのだけれども、今までの当町の議会の全員協議会とか関係する議会の中では私それなり

に質問してきているから、それをやっていないからこういうことになるから。職務怠慢です、あなた方。

今の質問によろしくお願ひします。

○議長（塚野芳美君）　若松さん。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課事業管理専門官（若松佳紀君）　まず、ホットスポットといふいわゆる局所的な汚染箇所の線量の基準はあるのかというご質問だったのですが、こちらにつきましてはまず本格除染で一通りの決められた方法で施工した後に環境省のほうで線量調査を行いまして、その中で具体的なその対策の可能性であったりとか汚染の規模というものを個々の場所について分析をした上でこの局所的な汚染箇所というものは対策するかどうかというところを決めていきますので、一律の基準線量で何マイクロ以上だったらこの局所的汚染なのですよということは、ちょっとそれは簡単には定められていないというような状況でございます。

また、もう一点いただきましたこの特例宿泊の申込者については、宅内の線量測定もするべきだというご指摘なのですけれども、ちょっとこちらにつきましては町のほうとも相談して、こういった機会で帰られる方で特に不安のあるような方については、現在富岡町内に環境省のほうの常駐者、除染担当も3名常にいるような状況で対応しておりますので、そういった不安の声をできるだけあれば吸い上げて対応していきたいというふうに考えております。

○議長（塚野芳美君）　復興推進課長。

○復興推進課長（深谷高俊君）　今ご質問のあった建物の中の測定でございますが、町でもこれについては問題点があると考えております。

国の示す屋外の低減率というものは0.4ということになっていますが、現状はなかなかそこまで下がっていないということも把握しておりますので、今環境省さんのほうから現場ではかることも可能だという話もいただいていますが、復興推進課としても府内に構えておりますので、要望、特例宿泊を申し出た方については積極的に建物の中の測定についてはかかわってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君）　11番、高橋実君。

○11番（高橋　実君）　家庭の中の、家の中のやつをそういうわけで、課長、しっかり国のほうとけんか腰になんでもしっかりやって、町民守るためだから。

1番目のこのホットスポットが納得いかないのだ。状況に合わせて決まっていないというそんな話あるわけない。これも職務怠慢なのだ。ケース・バイ・ケースで、仮に0.5マイクロのところはやることないというところも出てくるような話になっていいか、除染を。ホットスポット、家の周りで玄関だったらば人が出入りするところだから第一条件で1マイクロあつたら、ではありますよ、では母屋の陰だから人がなかなか行くところでないから2マイクロならやることないですよぐらいの話の答弁だから。だから、ちゃんとしたホットスポットは幾ら、何マイクロ以上だとちゃんと言ってくれ

ればいい。こんなケース・バイ・ケースぐらいの話では話にならないでしょう。

復興本部長の後藤さん、それに対してちょっと答弁あるのなら頼む。

○議長（塚野芳美君） 後藤さん。

○原子力災害現地対策本部副本部長（後藤 収君） 今高橋先生からホットスポット定義がないのはおかしいではないかという趣旨のご質問だと思います。それに対して我々の見解をということだと思うのですが、1つは、我々の立場というか、これは国全体の立場ではありますけれども、住民の安全が確保できないような状況ではなかなか帰還もしくはその手前であるようなこういう特例の宿泊みたいなものはなかなか難しいだろうという思いは持ってございます。

ですから、まずは住民の安全が第一でありますので、今環境省からお話をあったのとそれから町当局からもお話をあったように、そういう個別の高いところはまず徹底的にやってもらうということだと思います。

そういう意味で、ホットスポットの定義が何かというのは、多分周りの線量に比べてどのくらい高いかという問題だと思うので、多分それは場所によって、例えばすごい最初のころに解除したように線量が低いところでその周りでちょっと高いと思うところと比較的だんだん高線量になってきて、最後双葉、大熊みたいにもっと高いところだとその周りに比べてどのくらい高いかということで、絶対値のレベルでどうこうというよりは、一生懸命周りを除染したけれども、取り残したところはホットスポット的に残ってくるのだと思うので、それ自身は高い低いというよりは、要は住民の方が不安に思うようなところは環境省のほうにも徹底的に除染。今通常の除染に比べてプラスアルファでどんどん削っていくというような話もありましたので、これはもう国として、現地対策本部としても環境省のほうにお願いしてやっていきたいというふうに思います。

〔何事か言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） その話を各自治体に入っている監督員、国の監督員さんに徹底させて。みんなばらばらの見解だから、監督員自体が。

○議長（塚野芳美君） 後藤さん。

○原子力災害現地対策本部副本部長（後藤 収君） まさにこれは、さまざま私どもいろいろな町とそういう意味では安全な帰還に向けての作業を環境省にお願いする立場ではございますが、それは環境省、それから環境省の現地環境事務所、それから個別の各支所に対して私ども、私が直接環境省の本部長にお話しする場合もあるし、担当課担当、それから話しておりますけれども、それは不安があるところは必ず不安を解消するというのが前提なので、そういう意味ではもし個別にそういうお話をありましたら言っていただければやりますので、それは徹底させていきたいというふうに思います。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

6番、宇佐神幸一君。

○6番（宇佐神幸一君） 今言った除染のこともちよと不安あるのですが、私が不安なのは、今こういうことをされるのはいいのですが、富岡町において今自分の持ち家とか住むような状況がある方がどれだけいるかというと、まだいろんな状況は進んでいないので、いる方少ないと思うのです。ですから、私はこういう出すのもいいのですが、どうしても行きたいということに対してのサポート、簡単に言うと。はっきり言えば、もう郷土に帰って泊まってほしいと言うのなら、家が泊まれなかつたら、ではそういう人はどういうところで宿泊するのか。それと、そのサポートをどうするのか。

あともう一つ、この期間的であっても、先ほど環境省からもお話をいただきました、常に除染していきますと言うのですが、この時期にどうしても来れない方たちの場合は、期間を設定するのは必要ですが、そういう方たちにどうやってこの期間だけですよというようなことを説明しながら、ほかにはもう一切使いませんというような形の納得をさせられるのか。基本的にその点まずお聞きしたいのですが。

○議長（塙野芳美君） 松井さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム支援調整官（松井拓郎君） 先生どうもありがとうございます。

まさにご指摘の点非常に大事だと思っていまして、やはりほかの市町村に比べてもやはり5年間これまで家屋も期間があいていて傷んでいるところもそれなりにあると思っていますので、ご自宅のない方につきましては、大変申しわけないのでけれども、まずは帰還して家で泊まれるという方からこの期間で泊まれる、特例宿泊していただくということをまずは進めたいと思っております。

他方で、例えば知人とか親族あるいは友人の方でも家が泊まれる方のところに一緒に泊まっていたらとか、そういったことも対応は可能ですので、どうしてもやっぱり利便性の観点からこの期間泊まりたいという方については、そういったほかの泊まれる方にご自宅にあわせて泊まっていたらとかちょっと工夫をさせていただければと思っております。

また、期間、まずは今回この期間でそれぞれ提示をさせていただいております。それ以外の期間はないのかというご指摘でございますけれども、まず特例宿泊に関して申し上げますと、2枚目の（1）にございますとおり、年末年始、ゴールデンウイーク、お盆、年末年始とそれから夏休み、秋のお彼岸とか、それなりに私ども期間を細かく設けてやってきましたつもりであります。なお、さらにこれ以外の期間でということになりますと、例えばゴールデンウイーク以降の話ということになるのかもしれませんけれども、それはそういったご要望もしあれば私どもとしてもぜひ歓迎いたしますので、そういったご意見は頂戴して今後のそれ以降の期間についてもまた検討していきたいというふうに考えております。

○議長（塙野芳美君） 6番、宇佐神幸一君。

○6番（宇佐神幸一君） 説明はわかるのですが、ある程度この期間に町民が帰るときに、ただ帰るのではなくて、多少29年度を含めた町の意向に合わせて家を整備したいとか、やっぱり準備宿泊みたいな形にとる方が多くなると思うのです、帰るから。そうすると、やっぱり何でかんで家は住めませ

んが、だけれどもそこに常に行きたい、その期間中にという形に対して、親戚のうちとか知人でと言うのですが、ただやっぱり自分が気遣わない程度的に簡易的なものを一回用意してもらって、そこに行つてからある程度宿泊をしたいという方の要望も出てくると思うし、今回答の中でサポートが出ていなかったのですけれども、高齢者が帰る場合が多いと思うのです。そうした場合、急遽心身的な不調を訴えたりとかいう場合、日中は役場もいますが、夜になってくると広域の消防とかそういうものありますが、そういう対応もしづらくなる場合、そのサポートもどうなるのかというのを聞きたいのです。

○議長（塚野芳美君）　松井さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム支援調整官（松井拓郎君）　どうもありがとうございます。

これまだ今後の話でございますけれども、例えば南相馬市ですと、小高地区の中に旅館を使って家がなくても泊まりたいという方が一時的に泊まれるようにしたというような例もございます。これを富岡町さんのほうでどういうふうに進めていくかというのはちょっとまた今後しっかり検討していくたいと思いますけれども、いただいたご意見まことにごもっともだと思いますので、その点も踏まえて検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、高齢者の方の安心、安全の部分非常に大事だと思っていまして、パトロール、日中、夜間も含めて消防あるいは警備会社、それから警察とよく連携をしてしっかり防犯等遺漏なきように対応してまいりたいと思いますし、それからコールセンターで実際には事前に登録をいただくということになっていますので、ちょっと電話をかけたり心配なことはないかということは丁寧にちょっとご不安を解消できるように体制を組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（塚野芳美君）　6番、宇佐神幸一君。

○6番（宇佐神幸一君）　高齢者についてはわかるのですが、最後、先ほど今言われました原町の場合は旅館を使ったりするということも今お話しidadきましたが、富岡の場合も後に何回かやる中でそういう考案というか、そういう考えも出すことはあり得るのですか。

○議長（塚野芳美君）　松井さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム支援調整官（松井拓郎君）　これは、町さんともよくご相談をさせていただきたいと思いますけれども、他市町村の例があるからと言うつもりは全くございませんけれども、制度上そういうことはやったことがございますので、その経験を踏まえて、今いただいたご意見を踏まえて検討していきたいと思います。

○議長（塚野芳美君）　町のほうとして今の件、今出た話ですので、対応というか、検討されているかどうかわかりませんけれども、ありますか。

企画課長。

○企画課長（林 紀夫君）　特例宿泊第1回目ということでございますので、今回については宿泊先自宅に宿泊できない方のための宿泊先を確保するという考えはまだ持っておりません。

ただし、特例宿泊の結果そういうご要望、ご意見等々ございましたらば、そこは当然検討してまいらなければならないというふうに考えております。

余計なというか、1つですが、特例宿泊、我々認識しているのは、全てがそろっているので特例宿泊を実施するというものではないというふうには考えているところです。帰還、帰町、それから避難指示に向けた準備ということであれば準備宿泊という制度もございます。その際には、当然ながら町内、それからもしくは周辺町村に宿泊しながら帰町のための準備をしていくこともあると思いますので、そういう観点からも検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

2番、堀本典明君。

○2番（堀本典明君） ありがとうございます。富岡で一日も早く宿泊をしたいという方も少なくないというふうに思いますので、特例宿泊自体はいいことなのかなというふうに思うのですが、ちょっと期間が余りないということ、ちょっと細かなことになってしまいますが、まず1点目としてはインフラの整備ということで上下水というふうに書いてありますが、例えば生活する上でガスなどといったものも必要なのかなというふうに思うのですが、今のところそういった対応が可能なのかというのが1点と同じく下水道入っている場所はいいと思うのですが、浄化槽のお宅で特例宿泊をしたいという方、浄化槽始まる前は環境省なのか町なのか一度きれいにして使える準備をするという話を聞いておりますが、中途半端に使ってしまうとまたずっと住むわけではないので、いろいろな問題があると思うのです。また、正式に帰還とか準備宿泊のときにまた使えないというような問題も出てくるのかなというふうに思うのですが、そのあたりのお考えはどうでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 松井さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム支援調整官（松井拓郎君） ご指摘どうもありがとうございます。

インフラの関係ですけれども、基本的には電気については復旧をしているということあります。それから、ガスについては、LPGガス協会のほうにお問い合わせをいただいてちょっとその安全確認をしていただくということを住民の皆さんにお願いをさせていただくことになると思います。

それから上下水道、多くの地域で復旧しておりますが、一部まだ未復旧のところございます。こちらについても、なるべく応急復旧のような形も含めてあるいはトイレですと例えば仮設トイレを公園とかにあるものを使っていただくとか、多少ちょっとご不便な部分もあるかもしれません、いろんなやり方あると思いますので、そこはちょっとご相談をさせていただきたいと思います。

あと浄化槽をもう一回掃除できるかという点はちょっと……。

○環境省福島環境再生事務所建物解体廃棄物処理推進室室長（中川正則君） 議長、環境省の中川でございます。

ご質問いただきました浄化槽の件でございますけれども、清掃の業務自体は富岡町内においては来年度から正式に開始させていただく予定ですが、特例宿泊に向けまして個別に申し込みいただいた方に対しましては対応させていただきたいなと思ってございます。その方の清掃ですとかメンテナンスでございますが、その後今後来年度の後半ですとかそういったときに不調が出るですかそういったこともきめ細やかに業者さんと環境省は調整させていただいて対応させていただければと思ってございます。

以上でございます。

○議長（塙野芳美君） 2番、堀本典明君。

○2番（堀本典明君） ありがとうございます。

今ちょっともしかすると仮設トイレという話もありましたが、ちょっとやっぱり夜間などちょっと離れたところの仮設トイレはちょっと厳しいのかなというふうに思いますので、ひとつ恐らくインフラがある程度整備されているということもあるので、そういったところが条件になってきてこういったことを試されるのかなというふうに思いますので、まずは事前登録があった時点でその方が本当に対応できるのかと、問題点はどういうところなのかと、浄化槽は例えば1度は最初に清掃なりして使えるような状況にすると。また改めて帰るときに、使用するときに何か不都合があればそれはそのときにまた対応しますというような話もきちんと町民の方にしていただきたいと思うのですが、そのあたりいかがでしょうか。

○環境省福島環境再生事務所建物解体廃棄物処理推進室室長（中川正則君） 環境省の中川でございます。

○議長（塙野芳美君） 中川さん。

○環境省福島環境再生事務所建物解体廃棄物処理推進室室長（中川正則君） ありがとうございます。ご指摘ありがとうございます。

そのように対応させていただきたいと思います。

○議長（塙野芳美君） そのほかございませんか。

3番、早川恒久君。

○3番（早川恒久君） 町内に点在する鳥獣類について、特にイノシシなのですが、今町のほうでも猟友会にお手伝いいただいて駆除はしているのですが、まだまだ何か隠れているような現状であると思うのですけれども、やはりイノシシというものは結構やはり人に突進してきたりして大変危険な動物だと聞いているのですけれども、これ町だけでは限度があるような気がしているものですから、国としてその辺はどのように考えているのかをお聞かせいただきたいのと、あと先ほど消防、救急夜間にについてということで質問ありましたけれども、富岡町も今消防団の分署を借りて多分夕方5時ぐらいまでは滞在して常駐しているようですけれども、例えばこれを特例宿泊の期間中だけでも24時間体制でやっていただけるようなそういうことも国として、これは広域圏のほうになると思うのですけれ

ども、要望することもお願いしたいと思っているのですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君）　松井さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム支援調整官（松井拓郎君）　どうもありがとうございます。

鳥獣対策非常に重要なことだと思っていまして、まずハンターの確保とか、それからわなの設置等に係る費用については国費のほうでもお手伝いをさせていただいているというところであります。

やはり実際に駆除のところについては、国としても支援をしてまいりたいと思いますし、実際の現場でやはり住民の方の安全確保一番大事だと思います。こちらについては、やはり重ねてですけれども、警察、消防あるいは警備会社の方とうまく連携をさせていただくとか、あと夜間はなるべく外に出ていただかないようにするというようなことを住民にも周知を徹底してまいりまして、安全確保に努めてまいりたいというふうに思っております。

それからもう一点、夜間の安全につきまして、消防あるいは警備会社にこれは町とも相談しながら警備の強化を要請しております、夜間のパトロールとかの頻度をふやすとかそういったことを進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（塚野芳美君）　鳥獣の駆除については、町のほうで対応している部分とそれからもしこの機会ですから国のほうに対して足りない部分等があるのであれば発言願いたいと思いますが。

産業振興課長。

○産業振興課長（菅野利行君）　町といたしましては、この特例宿泊があるかないかにかかわらず当然鳥獣に対する対応やっております。お話をあったように、情報等があれば箱わなもふやして設置しておりますし、ハンターの方々にも頑張ってはいただいているが、やはりはっきり言って苦慮しているところもございまして、なかなか話ですが、除染等によって鳥獣の動きが変わってきたりというようなこともあって、なかなか思ったとおりにいかないというような状況あることは確かです。

ですから、この中で特例宿泊ということであれば、やはり夜間外出とかあるいは昼間であればそういう見かけければすぐ対応はしたいと思っていますので、そういうものを積み重ねることで対応するというような考え方でございます。

また、あと国のほうでも支援していただけるということであれば、それはそれで別途今何ができるかということについては協議してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君）　産業振興課長、その辺もうちょっと詰めてもらわないと。私が発言する場面ではないのですけれども、昼間でもイノシシでもキツネでも大分徘徊していますから、ですからその辺が足りないのであれば国のほうともっとしっかり詰めて、これにも完璧には無理でも少しでも減らさないと帰れるというか宿泊できませんから、その辺あと詰めてください。

産業振興課長。

○産業振興課長（菅野利行君）　議長がおっしゃるとおり、確かに昼間見かけるとかそういう情報入

ってまいります。ですから、そこで人的に、複数の場所であれば今の体制の中ではなかなか難しいところもございますので、そういうもので人的にふやしたり場所を特定していくというようなことができれば当然いいわけですので、その辺はしっかり協議してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 3番、早川恒久君。

○3番（早川恒久君） 猿友会のほうにお手伝いいただいているということで、私も実際に町の中でいらっしゃった方に話を聞きますと、今1頭捕まると幾らみたいな感じで何か歩合制みたいな感じになっているのです。それ商売でやっているわけではないので、やはりちゃんとした形で、金銭目的で皆さんやられているわけではないと思うのですけれども、例えば1日幾らとか交通費を出すとか。何か話によるとえさ代とか備品とかも全て自分たちで用意されているというふうに私は直接聞いたのですけれども、細かいことまでわからないですけれども、ただちょっと割に合わないような話は聞いておりますので、その辺もう少し。国から支援していただけるのであれば、それだけの予算が出ると思いますので、その辺もう少し出せるのかどうか、その辺も聞きたいのと、あと先ほどの夜間の消防、救急について、見回り、巡回とかあと警備会社を使ってということですが、やはり常備消防に今5時までのところをもっと長くいてもらえるようなことができないかという質問だったのですけれども、その辺は国としてどのように考えているのかお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 松井さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム支援調整官（松井拓郎君） どうもありがとうございます。予算制度としては幾つかのメニュー、猿師の方への、ハンターの方への支援ございますので、ちょっと町とも相談させていただきながらどこまで手厚くできるのかということをちょっと進めたいと思います。

また、夜間の消防につきましては、ちょっとこれは実際に消防の方とまた改めてご相談をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野利行君） 議員のご質問ですが、ご存じだと思いますが、猿友会というその団体に委託をかけていると。一方で1頭当たり2万円を支給させていただいている。

今国のほうからもありましたが、今の制度では大体近隣町村もそういった形でやってますので、ただ申しわけないのですが、いろんなものが自分で出していらっしゃるという話については、ちょっとそこは我々としてはそんなに、実際活動は大変なので、いろんなご迷惑とかご負担をかけているのは間違ひございません。ただ、その物品面でそんなに全て出していただいているという話はちょっと改めて確認させていただいて、そういう自分で自己負担という形であれば、それはそれでその状況に応じてどうできるのかというのは検討はさせていただきます。あとは、その全体的な予算の問題とかございますので、それは国の方でも対応いただけるということであれば当然積極的にそれをいい方

向でやっていくのが当然でございますので、その辺は検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 3番、早川恒久君。

○3番（早川恒久君） ぜひもう少し鳥獣の駆除については予算づけしていただければと思っております。

あと夜間の常備消防の対応についても、ぜひこれも24時間体制で、最低限特例宿泊の時期だけでもやっていただけるようにこれも要望したいと思います。

あと1点だけ、町のほうに質問なのですけれども、町内の外灯の切れているところ、壊れているところの修繕ですか、それは今どうなっているのか。修繕もう始まっているのか。その辺ちょっとお伺いしたいのですけれども、やはり明かりがないと危ないということもありますので、その辺どうなっているのかお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） 外灯につきましては、随時調査して依頼をして修繕はしているところですが、対応してくれる業者さんが今のところ1社しかございませんので、使っていないところもございますけれども、修繕は常にやっておるところです。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） まず、基本的なところをお聞きしたいのですけれども、まずこの特例宿泊のときの個人の放射線管理、24時間町内にいるわけなので、そういうことをどういうふうに考えていて、それをどういうふうにデータ管理するのかということ。

それから、前にもあったのですけれども、自宅に泊まれない人は知り合いのところへ一緒にと。それは、一緒に泊まるということは、その人がいないと泊まれないとことになろうかと思うのですけれども、それは例えば帰還困難区域の人が誰かの家を借りて近くに泊るとかということが可能なのか。そういうことはどういうふうに考えているのか。

それから、当たり前と言えば、10日間程度なので、申し込んだら10日いなければいけないのかというような不安があろうかと思うのですけれども、別に10日間申し込んだらぐあいが悪くなつたから行かなくてもいいし、当然2日とか3日で帰ってきてもいいということであるということの確認。

それから、先ほど消防だけの話が出てきたのですが、何かあったときの警察、警察も昼間は双葉署にいるので、警察そのものも夜24時間で双葉署にいれるようになるのかというところをお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 松井さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム支援調整官（松井拓郎君） どうもありがとうございます。

放射線管理につきましては、宿泊される方DOS-Eという個人線量計をお配りさせていただいておりますので、これで常時積算線量が表示されるようになっています。これをつけていただくと。宿泊が終了した際には、そのデータもあわせてコールセンターに報告いただくということになってございます。

また、一緒に泊まるかどうかでございますが、家のない、そのおうちの持ち主ではない方だけで泊まるということ。もちろん利便性を考えるとそうあってほしい部分でもあるのですけれども、ちょっとそこはなかなか当事者でない者だけが泊まるというところについてのまた住民の間のトラブルとかそういうこともありますので、国としては今ご遠慮をいただいているところでございます。

また、登録した日数と実際の宿泊の関係、こちらについてはもう結果的にそうでなかつたとしても別に何かそれを問われるようなことございませんので、10日と登録していただいて実際には5泊だったということでも特に問題ないということでございます。

警察につきましては、ちょっとこれは警察のほうにもお願いはしたのですけれども、今のところちょっと日中はいるけれども、夜間はちょっと難しいということを言われております。その部分は、ちょっと消防の方と警備会社の方で丁寧にパトロールをするということでカバーしてまいりたいというふうに考えております。もちろん登録していただいた住民の情報というものは、そういった当局にはちゃんと伝えて、パトロールの際にはこの辺をちゃんと重点的にフォローしてくれというようなことは国としてもしっかりと共有してまいりたいと、こういうふうに思っております。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） まず、線量計のDOS-Eなのですけれども、DOS-Eというものは積算の線量しか出ないということで、国のはうとしては時間単位のその人が家にいるとき、いて住んでいるときの時間単位の線量とかそういうことのデータをとるというつもりはなくて、ただ単に積算線量を浴びなければただそれでいいということで考えているというふうにしかとれないのでけれども、そういうふうにしか考えていないのですかということ。ちゃんと時間単位でどういう行動をしたときにどういうことになったのかということのデータはとらないのですかということ。

それから、夜間のパトロールと言っていても、夜外に出なければ安全かというと、そういうことではないので、自由に入れるわけですから、入らないでくださいとは言っていても目的があれば入れるわけですから、それに対して警察は夜間はできません、夜間のパトロールは消防。消防署も夜間のパトロールはしていないと思うのですけれども、その辺の認識はどういうふうになっているのか。それから、警備会社は今何人でやっていて、その人数を例えばふやすのであればそういう手立てをしているのか。その辺までちょっとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 松井さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム支援調整官（松井拓郎君） ありがとうございます。

済みません、ちょっと私の説明が舌足らずで申しわけございません。線量計、こちらDOS-Eご

ざいますが、もう一つ、D一シャトルというものも国としてはまさにお勧めしております。これは、実際つけていただいて後で接続をすると日中の時間単位の線量がわかるという個人線量計でございまして、これも町経由で希望される方には貸与させていただいて後でそれをチェックするということもあわせてやりたいというふうに考えております。

また、パトロールの関係ですけれども、ちょっと消防あるいは夜間のパトロールについては、消防あるいは警備会社に重点的にやっていただくということでありまして、ちょっと警備会社の人数はちょっと別途別の者から回答させていただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参考兼安全対策課長（横須賀幸一君） 警備についてお答えいたします。

現在消防、それから双葉警察署も24時間体制でパトロールは実施しています。ちょっと協議させていただいたのですが、夜間というところで、今回やるのであれば期間中でも完全強化をすると、パトロールの強化はするという形で警察署、それから消防署のほうからは回答を得ておりますので、ご報告いたします。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 強化をするということで人数をふやすということなのでしょうけれども、どのぐらいの人数でやるのか。

それから、先ほど国のはうは警察は夜間はやれない、宿泊ができないということと檜葉の分署から警察が来てパトロールするというのはやってくれるという回答なのかなと思うのですが、やはり安全面を考えたらその辺は国側も同じ警察、消防は広域で国ではありませんが、市町村ですが、警察は一応国の機関ですので、その辺はやはり安全面とこれからのこと考えていったら、今まで数年前にやっていた、川内とかそういうところでやっていた状態とは若干違うと思うのです。国道6号はもう通れるようになっているし、いろんなところが自由交通になって24時間通れるようになっているわけですから、そうしたならばやっぱりその辺は少し強化をすることを考えていかないといけないのではないかというふうに思います。

それから、D一シャトルですが、希望する方にはお貸ししますということは、何度も言っているように、そこでの実質どういうことが起きるかということを管理ときちっとそれを把握する気は国にはないということなのですか。

○議長（塚野芳美君） 松井さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム支援調整官（松井拓郎君） 警察との関係につきましては、ちょっと町とも相談しながら警察当局と調整してまいりたいと思います。

それから、D一シャトルにつきましては、私どもとしてはむしろこのD一シャトルを使った個人線量の把握、これは国としても進めています。別途相談員制度などというものとあわせてD一シャトルをつけていただいてそれぞれの日中の線量をはかった上でそれをどう評価するのかというところの

第三者の評価、そこまでフォローアップするような体制も進めているところでございます。

したがいまして、あとはそのD一シャトルをつけていただけるかどうかというのは、これは住民の方のちょっとご意向もありますので、国としてはもちろんD一シャトルをつけていただいてはかっていただきて、かつ相談員という第三者の方でそのアドバイスなどもいただくということを政策として進めておりますので、そこの点はちょっと申し添えさせていただきたいというふうに思います。

○議長（塚野芳美君） 町のほうでD一シャトルは、特別もう動けないから使えないとか何か特別な人以外は基本的には全員に貸与していますよね。

健康福祉課長。

○参考兼健康福祉課長（猪狩 隆君） 健康福祉課長です。町のほうのD一シャトルにつきましては、現在希望者でございます。希望者に現在配布しておりますが、町の持っているD一シャトルにつきましても余分というか、今余裕はございますので、町のほうに貸し出しを希望する方につきましては町のほうのD一シャトルを貸し出しすることも可能でございます。

こちらにつきましては、今国からもお話をありましたように、それを貸し出しをして結果を公表するというようなことを連携をとりながらやっていくことは可能だと思っておりますので、対応していくたいと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） いよいよ特例宿泊をやる時期になってきたのかなと思っています。また、こういうことを望んでいる町民も中にはいると思いますが、やっぱり安全対策はもう十分にやってもらわないと、行政ではこれだけはしっかりとしないと、やっぱり特例だろうが何だろうが町内に行って泊まつていただくということは無理だと思うのです。今までの質問のやりとり聞いていると、国も全てそういうことをきちっと把握していないような気がするのです。この席に来るときには、やっぱりきちんと警察はこういう対応します、消防はこういう対応をしますからどうですかと、そういうふうな答えをきっちり持ってきて申し入れてもらわないところな会議何ばやつても同じです。

前にも言ったと思うのですが、特例宿泊とか準備宿泊、こういうふうになっていくと、やっぱり帰町宣言につながっていくのです、最終的には。帰町宣言までつながっていくと、今度賠償の問題が絡んでくるということで、そういうものもきちっと切り離して説明していかないと我々も町民に説明できないのです。こういう問題が表に出てきますと、町民の口から出るのは賠償の問題とか医療費の無料化とか高速の無料化とか、前にも言っているようにそういう問題をきちっと町民が理解できるような答えを持ってきてもらって初めて特例宿泊に入って。もう特例宿泊に入るということは、帰町を目指した第一段階ですから、それを踏まえて持ってきてくれるのであれば、防犯の問題でも何でももう少しきちつとした回答できるのかと思うのです。

実際自分のうちに泊まるにしても、浄化槽の問題、下水道の問題、水、電気、いろいろあります。これは、もう浄化槽がだめで泊まれなかつたらその人は泊まれないのでから無理なのです だから余り難しいこと考えないで、何でそのくらいの答えきちつと言えないのですか。浄化槽が使えなかつたらトイレ使えないのですから、泊まるのは無理ですよと。無理な人には無理だときちつと言わないと。今からでは浄化槽をくみ取って住めるようにしてどうのこうのと言つたら無理な話でしょう。だから、非常に情けないのはそういうところなのです。だから、特例宿泊をやる前提として、やはりこの問題が新聞なり町長の口から報道で出ていくような状況になったときには、いろんな問題が我々にもかぶさってくるわけです。そういう問題をきちつと説明できるようにしていただきたいと。

今言った内容の中身で何か決まったことあるのですか、高速道路とか医療費、あと仮設住宅、借り上げ住宅、そういう問題。あと防犯の問題もきちつとやっぱり24時間、泊まる以上は24時間警察のほうが震災以前のような状態で富岡町内を見回りしますよとか、消防も同じです。そういう答えをいただきたいです。

○議長（塙野芳美君）　松井さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム支援調整官（松井拓郎君）　どうもありがとうございます。

まず1点、今回の特例宿泊とまずもろもろのほかの支援措置との関係だと思いますが、賠償については今回の特例宿泊で何らその条件は変わることとはございません。

それから医療費、それから高速道路無料化の話ですけれども、これは毎年国のほうで予算をとることになってございまして、これは国会の承認を待っている状況でございますが、政府の案としては来年度もそれを続けるという前提で予算を組んでおりますので、この特例宿泊とは関係がないということございます。

仮設住宅の期限につきましては、28年度末ということありますけれども、それ以降については県のほうでまたご検討いただくということかと思います。

それから消防、それから警察の体制、私どもとして24時間の体制を組んでいるつもりではございますけれども、さらに遺漏なきようきょうのご指摘を踏まえてまた当局と調整をしていきたいというふうに考えております。

○議長（塙野芳美君）　守岡さんですね。

○福島県避難地域復興局避難地域復興課課長（守岡文浩君）　今ほど応急仮設住宅、仮設、借り上げ住宅の関係でございますが、現在の状況を申しますと、現在決まっておりますのは平成29年3月末までに延長させていただくというところが決まってございまして、29年4月以降の避難指示区域内の供用期間、こちらにつきましてはさまざまな解除の見通しまたは復興公営住宅の整備状況、これを見据えながら今後ちょっと判断をさせていただきたいと考えております。

○議長（塙野芳美君）　12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君）　ありがとうございます。

賠償の問題に関しては、何ら変わっていないと言っても6分の6になっていない場所があるわけですから、この特例宿泊がこのとおり行つていってとんとん拍子で進んでいけば早い帰町宣言というものもあり得るはずなのです。だから、もう本来であれば国のはうは29年4月、早ければ。町でもそういう話をしています。そうすると、29年3月まではもう戻らないということわかっているのですから、もう6分の6ということをきっちり言つていただいてもいいはずなのです、全てに関して。我々は理解しているのですけれども、町民はまだ理解できないのです。これを始まるこことによって早くなるのではないかという考えも持つのです。そういう部分で十分検討していただきたいと。

あと避難して5年たとうとしている中で、やっぱり町内に戻つて住めるようになるということは、私はすばらしいことだと思うのです、特例であろうが準備であろうが。そういう体験をして一人一人がああ、これだったら富岡に戻つてこれるなというふうなニュアンスに考えたり、これではだめだとかというふうな思いを町民に十分わかってもらおうとしてやるのでしょうから、だから私はこういうことは大いに歓迎するのですが、やっぱり歓迎した裏ではいろんな町民の気持ちにいろんな不安要素があるわけです。今いろいろ除染の作業員が入ってきてどうだこうだと世間でいろいろ騒がれております。本当かうそかわからないような話まで出ています。それに対して、もう完璧にしてもらわないと恐らく町としても我々としても特例宿泊なんかは認められる話ではないので、その辺をきちつと今後できるのであれば私は反対する気はないですが、どうなのでしょう、国のはうとしては。

○議長（塚野芳美君）　松井さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム支援調整官（松井拓郎君）　まず、賠償の関係でございますが、こちら恐らく財物賠償のことをおっしゃられているのかと思いますが、基本的には、ちょっと繰り返しで恐縮ですけれども、この特例宿泊自体は避難指示解除とは関係ございませんので、それによって賠償の金額がどうのということではないということを改めて申し上げさせていただきたいと思います。

もちろん財物賠償は、避難指示解除の時期と運動を今させていただいているわけで、というルールになってございますか。避難指示解除については別途改めてもちろん相談をさせていただく話だと思っていますので、きょうこの場でどうこうということではないかと思います。

また、除染作業員のご不安の観点、非常に大事だと思っていまして、昨年も川俣町の大坂の寝屋川の関係の犯人が除染作業員だったというような報道もございました、それ以降環境再生事務所にもきちんと防犯の観点からの作業員の風紀の徹底といったことをお願いはしておりますし、現地のはうでもそういったことは対応いただきて、個人個人のヘルメットに名前をつけるとか、それから定期的にそういうたらちゃんと講習とか防犯意識の向上といったものを徹底いただいているというふうに理解をしておりますので、今後もそういった努力は続けて万全の体制でいけるように進めていきたいというふうに思っております。

○議長（塚野芳美君）　12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） ありがとうございます。

本来なら、富岡町に今入ってもらうとわかると思いますが、富岡町だけではないです。天気のいい日はそんなに感じないのですけれども、雨の日に入ると車に泥がすごいです、車に泥。そうすると、天気の日でもあれだけのはこりを巻き上げて人が吸うわけです。そういうことを十分配慮すれば、もう線量計なり何なりそういうものも完璧につけてもらってどういうような状況かということをきちんと把握してもらわないと。すごいやっぱりはこり舞い上がるとセシウムとかそういうものもありますので、吸い込みますので、内部被曝につながります。本当に雨の日なんか入ってくるとまず考えられないような汚れです。それだけ道路とかいろんな部分が汚れていると。本来であれば、特例宿泊始まる前に全般的に町道なりもう一回除染してもらってから入れたいくらいですけれども、特例宿泊でしょうからそれまでは多分やれないと思いますので、ただ線量管理だけは十分やっていただきたく私を望しておきますので、よろしくお願ひします。

終わります。

○議長（塙野芳美君） そのほかございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塙野芳美君） よろしいですか。

副議長はいいですか。

○副議長（山本育男君） いいです。

○議長（塙野芳美君） それでは、付議事件1については以上で質疑を終了いたします。

その他に入ります。その他ございますか。

4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 建物の解体廃棄物処理推進室の中川さんが来られているので、ちょっとお聞きしたいのですが、これ特例宿泊を行って家に帰ると、今までちょっと行っていたのと違って、当然これから帰還に向けて家の修理とかそういうことが多々出てくるかと思うのですけれども、特に宿泊をした人はあら、あら、あらという形でここもここもということで出てくると思うのですが、そのときに今環境省は建物を解体しているのは特措法で解体しているから自分のところで分別をして処理をしているというのがあるのですけれども、個人の家の人们たちはそれは特措法ではないので、通常の事業ですから、通常に自分で探して捨ててくださいという話があるのですけれども、やはりぱっと直していくと通常は今までいろいろな形で近場に持つていっていたわけですけれども、それが今郡内にはないわけで、やはりせっかく環境省で今ああいう大きなものを町民に理解を得ながらつくっているわけですので、その辺ああいうものを利用するということも可能なのかなというふうに思うのですけれども、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（塙野芳美君） 中川さん。

○環境省福島環境再生事務所建物解体廃棄物処理推進室室長（中川正則君） 遠藤議員、ご質問、ご

指摘ありがとうございます。

個人でリフォームなり解体なり修繕をしていただきましたものにつきましては、従前からのお答えのとおりになってしまいますが、恐縮ですが、ご自分でリフォーム業者さんなりに処理を委託していただかざるを得ないかと考えてございます。

ただし、処理業者の見つけるのが難しいものなどにつきましては、環境省にて最大限に産廃協会さんなどと調整させていただいて円滑な処理ができるよう協力をさせていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 難しいというよりも、根本的に、ご存じですよね。運搬する距離が長くなれば当然廃棄の費用も高くなってくるわけです。それはご存じですよね。今まで郡内で処理していたものが今は相当距離が遠いところで処理しなければいけない。だから、そのところをきちっとする。

しかも、環境省さんは特措法だと言うけれども、特措法でなくてやっている範囲の中でやっているものがなぜ自分たち、環境省自分がやればオーケーで、民間の個人の人、業者関係なしに、環境省さんだって業者は自分で直営でやっているわけではなくて、入札をしてほかの業者に頼んでいるわけですから、なぜ同じ特措法でやっている範囲の中にあるものであるのにもかかわらず個人は個人でやれと言うのかということに対して何の疑問もないままに進んできているのだから今のことなのだと思うのですけれども、それはやはり住民側からすればおかしいことなので、それに対する改善策とか方法というものは考えていないのか、それとも全くないのか考える気がないのか、考えれば何とかなるのかというところもちょっと含めて答えをお願いします。

○議長（塚野芳美君） 4番さん、それは個人が自分で直営でやった場合を問うているのか、それとも個人が業者を頼んでやった場合、どちらですか。もう一度どうぞ。

○4番（遠藤一善君） 济みません、個人が業者を頼む。

○議長（塚野芳美君） ということですので、中川さん。

○環境省福島環境再生事務所建物解体廃棄物処理推進室室長（中川正則君） ありがとうございます。

最初のご指摘の点でございますが、特措法では環境省が行うものについては環境省の仮置き場に持っていきまして焼却炉で処理をするというスキームが法律上なっておりますが、ご自分で解体をされたりリフォームされた場合は廃棄物処理法という法律が適用になるものですから、環境省の仮置き場ですとかに持っていくことができないというふうになってございます。

そういう中で環境省が取り得ることは、例えば楢葉町さんなどでは一般社団法人さんですとかをつくっていただきましてリフォームですとかの廃棄物の処理が円滑にいくようにサポートをさせていただいておりまして、そういう中で枠組みですとかをつくるなり調整をしっかりさせていただいて円滑な処理ができるようにさせていただきたいというふうに思ってございます。

○議長（塚野芳美君） どうもかみ合っていないようすけれども、もうそれ以上の答えないでし

ようね。また別な場面を改めて話していただくしかありません。

町のほうで今の件に対しての対応というのはどのようにお考えですか。

復興推進課長。

○復興推進課長（深谷高俊君） 事業者は、個人の住宅をリフォームした際に出るものは事業系廃棄物ということで、その行き先についてうまく処理できない場合は環境省及び県の廃棄物協会が積極的にかかわってくるということについては12月の一般質問の際にも答弁の中で答えたところでございますが、あの後実は12月の末に県の廃棄物課、産業廃棄物課とあと相双地方振興局の担当の方、それと復興局の担当の方と一堂に会して事務方の打ち合わせをさせていただきました。その中で今の件についての国としての考え方、まずは事業化はしていないのだけれども、今後例えば富岡や浪江等でそういう問題は起こり得るということは国の方も県の方も認識があって、その中で例えば用地を確保した中で事業者がそこに廃棄物を一時運んで速やかに線量の一元化をして排出するような仕組みがとれるかどうかということを伺いました。

具体的な話としてはまだなっていないのですが、町のほうとしましても、議員からも以前の全協で出たとおり、東京電力さんについても線量のお手伝いはできるということは伺っておりますので、その中で例えば町有地でそのようなことができるかどうかということを年明けから今検討しているところでございます。まだはっきりした結論的なものは出ておりませんが、これまでの経緯ということはそういう状況になっておりまして、やはり今後出てくる処分については円滑にしなければならないというところでは町でもそういう認識を持っているところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 議員のほうからその他ございますか。

12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 解体のことで質問させてください。

ゼネコンさんでやっている解体ですけれども、今の出来高何%くらいといったかとあと工期内完了が間違なくできるのかということと新年度に向かっての発注どのように考えているのか。

といいますのは、いろいろ単価の面とかいろんな面でゼネコンさんの下請ではなかなか地元が難しいと、そういう話もいっぱい聞くものですから、できれば小規模にして地元に出していただければなと。地元は、この事故によってまずうちを追い出され、土地を追い出され、家族がばらばら、友達ばらばら、兄弟ばらばら、もう世界でも例のないようなひどい目に遭っているわけです。そういう中で復興を目指して今一生懸命頑張っている中で、この復興に目指してまでやっぱり最悪な状況が生まれているということで、私は非常に残念だと思っているのです。そういう中でゼネコンさんが入ってきて、大手を振って地元の小さなアリほどくらいの業者は目にもかけないというようなやり方でやってますので、非常に私は不満を持っています、こういうやり方については。何とかこういうような状況を開拓したいと思っているのですが、どうも国の機関が動かないと。当然大規模で発注すれば一番

簡単な話かもしれません。そうすることによって地元は悲惨な目に遭っているということわかっていますれば地元の要望もある程度聞いていただけるのかなと思いますので、その辺のお答えをいただきたいと。

○議長（塚野芳美君） 中川さん。

○環境省福島環境再生事務所建物解体廃棄物処理推進室室長（中川正則君） ご質問ありがとうございます。

まず1点目でございますが、ご指摘の解体の工事でございますが、規模で言いますと出来高大体1割から2割ほどでございます。ただし、1月から増員を受注者さんがかけまして大分班体制拡充してございます。工程いただいている限りにおきますと2月にピークを迎えまして3月内、年度内完了できる状況でございますので、安全を第一にしながらも工期内の完了というものをしっかりと目指していきたいと思ってございます。

2点目の発注の考え方でございますが、ご要望、ご指摘を頂戴しておりますので、そのあたりも含めまして環境省にてまだ検討中でございます。我々の中で考えていますのは、国の発注、公共工事の発注でございますので、国の発注のルールに従ってやらなければいけないという中で何ができるのかというものを今模索しておるところでございますので、その他については今のところまだ明確にお答えできる状況ではないということでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 言っている意味はわかるのです。

もう28年度に入って新年度4月1日もうすぐです。そういう中で、今後の方針決まっていないというのも私はうそだと思っていますので、だからその辺をしっかり踏まえていただきたいと。国の公共事業だからやっぱり国の指名に入っている業者に出さなくてはならない。それは当然な話だと思うのです。

ただ、裏返せば、規模を小さくして地元に発注するということも私は可能だと思うし、今もやっているわけですから、小規模にして。だから、そういう規模にしてできないという話は私はないのかなと思っているのです。全て国が国が、国の仕組み、国の仕組みと言っていますが、その辺がそもそもおかしい話であって、本来先ほど解体材の処分の問題も出ましたよね。それだって町内にあれだけ立派な焼却炉つくったのですから、あそこで引き受けってくれるのが当然な話だと思うのです。それが国の仕組み、国の仕組みと全て国の仕組みで押しつけて我々が泣きを見なくてはならないのかというところに私は間違があるのかなと。まして国があれだけのもの税金投入してあれだけのものつくったのですから、あそこに入れることによって各個人個人の産廃処理料が安く済むのです。そういう一つ一つのものが重なり合って帰町に励みがかかるのだと思うのです。それをあなたたちは、国の仕組み、国の仕組みと。何が国の仕組みなのですか、それが。そんな仕組みだったら壊してしまえばいいでし

よう。発注の問題でも何でもそうです。私は、発注を大規模にしてゼネコンにやっては悪いとは言わないです。一番やってやりやすい方法、国としてもきちんと管理しやすい方法だと私は理解しています。

ただ、その陰で単価の面やいろんな面で泣いているのは地元なのです。正当な金額で下に出してくれるのであれば誰も文句なんか言わないのです。管理はゼネコンさんにしてもらって地元の業者がそこで仕事すると。一番簡単な話なのです。ただ、適正価格というものあるでしょう。あなたたち適正価格とどのくらいに考えているのですか。それ直工費を割るような値段で出して、それが国のやることですか。私は、そういうところにいら立ちを感じます。

産廃の問題だってもうみんなリフォームに入っているのです、やれるところでは。それで、あなたたちが一番最初決めたのは、放射能汚染物質は町外持ち出し禁止でしょう。違うのですか。それをここに来て民間の処理業者にお願いしてください。そんなのはあなたたちの勝手な理由なのです。町外持ち出し禁止に決めておいて、汚染物質ですから、あれだって。汚染されているのですから、うちの中であっても。その辺をあなたたちはどう考えているのですか、お聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 中川さん。

○環境省福島環境再生事務所建物解体廃棄物処理推進室室長（中川正則君） ただいまご指摘の廃棄物の持ち出しの禁止でございますけれども、あと環境省の事業の家屋の解体事業からの廃棄物につきましても、例えば地域外のリサイクルの業者が線量をはかった上で地域外に持ち出しているところでございます。そういう意味では、線量の高いものというものは、当然地域外に出ているものは線量の低いものだというふうに認識してございますという点でございますが、その他の点につきましては先ほど金額の適正価格という話でございましたが、我々のほうで事業者に話は聞いてございまして、そういうところをしっかりと適正な価格となるように指導しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 12番さん、発言もいいのですけれども、もうそれ以上話進まないのではないですか。

○12番（渡辺三男君） 進まないですか。

○議長（塚野芳美君） とりあえず、では3回目、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 終わります。

○議長（塚野芳美君） また国のほうももう当然答えられることというのは限界はあると思うのですけれども、毎回同じ話で一つも改善されない。それで、自分たちの予定だけは進める。これは、やはり住民感情といいますか、避難者の感情としてはなかなか理解はできないので、やはりあれもこれもというわけではないとは思いますけれども、幾つかはやはり前向きな答えを出していただいて進めていかないとお互い難しいと思うのです。

今回は恐らく……それから今その他の項目でやっているからあれですけれども、賠償等、それから

廃棄物の問題等、解体、もう少し場を改めてもっとしっかりした議論ができるように。今までですと今やつても意味ないです、今の議論は。ですから、ぜひ次の機会にはもう少しお互い真剣な議論ができるように私のほうからお願ひしておきたいと思います。

そのほか議員からありませんね。

11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） これその1からその3までの農地除染にかかる部分のお墓。富岡町の担当窓口にも県中、県南などの人にも言っておいたのだけれども、ゼオライト細過ぎてお墓まるっきりかぶって真っ白けつけ。これ3月の彼岸まで全部掃除してくれないと。工事で発生した掃除各自町民にさせるわけにいかないでしょう、これ。言っていたのだけれども、これどうなったかちょっとここで教えて。

○議長（塙野芳美君） 若松さん。

○環境省福島環境再生事務所除染対策第一課事業管理専門官（若松佳紀君） 今ご指摘いただきました町内の墓地の件、既に別に高橋議員からご指摘いただいていたのですが、確かに墓地の中で周辺に農地があるところは、今農地除染で客土とあと地力回復資材の散布が相当進んでおりまして、乾燥した日ですとちょっとそういうものの粉末が墓石などに付着しているようなといった状況があるようですので、現在ちょっと再度町内の全ての墓地についてどういう状況かということで現地調査をしているところで、ちょっとその調査結果を見て必要な対策検討したいと考えております。

○議長（塙野芳美君） 11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） これ工事工程上ゼオライトまいたら、その日のうちに午前中まいたらけづから追いかけてロータリーかけば、ゼロではないけれども、まきつ放しよりは飛散しにくいわけだから、それも言ってあるし。

そして、特にその2工事の清水さんの現場がある高速道路の入り口のお寺、一番すごい、一番すごい。これは、3月の彼岸までは、墓参りまでは、どうせ3月15工期で動いているのだろうから、その前に墓地の住職、管理している住職とよく相談して、壇家の人の許可もらった上で掃除しないとまずいから、時間ありません、これ。これは、絶対やってください。町長、やるようになってください、行ってみるとひどいから。白御影はさほど目立たないのだけれども、白御影以外のやつははっきりわかるから。

よろしくお願ひします、町長。

○議長（塙野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 私としては、それらを今把握しているわけでないので、これらを現地のほうに当然担当課が行っていますから、それらで対応させていただきたいと思います。

○議長（塙野芳美君） 11番さん、たまたま何かちょっと言葉が走ったみたいですけれども、その2工事までは結構ですけれども、その後の2つの固有名詞は消させていただきますので、了解いただき

たいと思います。

その他これでございませんね。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塙野芳美君） 執行部及び国のはうからその他ござりますか。

[「町からはありません」と言う人あり]

○議長（塙野芳美君） 後藤さんのはういかがですか。

○原子力災害現地対策本部副本部長（後藤 収君） 結構です。

○議長（塙野芳美君） よろしいですか。

それでは、以上をもちまして富岡町議会全員協議会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 (午後 2時31分)